

「(仮称) 協同出資・協同経営で働く協同組合法」の速やかな制定を求める意見書

現在、地域の課題を地域住民が自ら解決することを目指し、NPOや協同組合、ボランティア団体などさまざまな非営利団体が事業展開している。その一つに、働く意思のある者が協同で事業を行うために出資し、経営し、労働を行う協同労働の協同組合があり、働くことを通じて、人と人のつながりを取り戻し、コミュニティーの再生を目指す活動を続けている。

しかし、この協同労働の協同組合は根拠法令がなく、社会的理解が不十分なため、団体として入札・契約ができないなどの課題を抱えており、これらは同組合の活動を阻害する要因となっている。

欧米では既に、働く者の協同組織として、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されているが、日本においては、国会で超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化に向けた検討が始まったところである。

働き方の多様化とともに、雇用の流動化が進展し、労働環境を取り巻く新たな社会問題が顕在化する中であって、協同労働の協同組合の法制度を整備していくことは、自発的な就労の場の創出や、市民主体のまちづくりを創造する活動を促進する上で大きな意味をなすものである。

よって、国においては、これらの社会の実情を踏まえ、就労の場の創出や地域社会の再生に有効な制度として、「(仮称) 協同出資・協同経営で働く協同組合法」を速やかに制定するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成20年12月25日

宇都宮市議会

内閣総理大臣	}	あて
総務大臣		
厚生労働大臣		
経済産業大臣		
衆・参両院議長		